

資料編

1 旭川市の子ども・子育てを取り巻く状況

本市の子ども・子育てを取り巻く状況について、各種統計資料や平成25年7月に子育て中の保護者を対象として実施したアンケート調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果等から整理します。

（1）少子化について

本市は、全国平均よりも少子高齢化の進行の度合いが早く、将来にわたり、まちの活力を維持し向上するためにも、少子化傾向に歯止めを掛けていくことが、全市的な課題となっています。

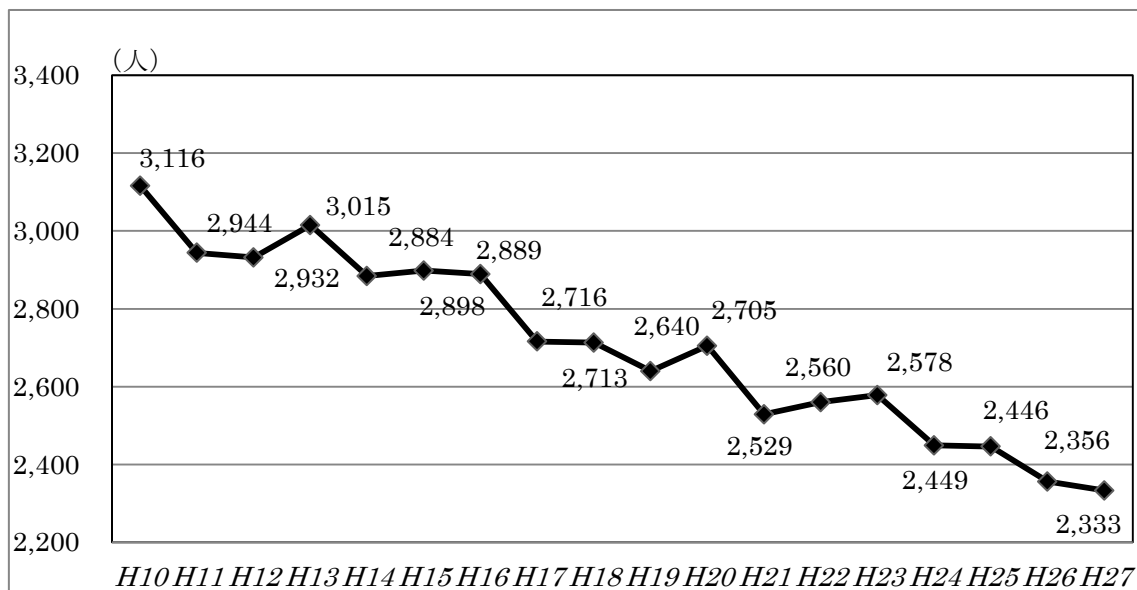
ア 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成10年の3,116人から平成27年の2,333人へと25.1%減少しています。

これを母親の年齢別にみると、出生数全体に占める29歳以下の割合が平成10年の59.8%から、平成27年の40.4%へと減少しているように、出産年齢の高齢化が進んでいます。

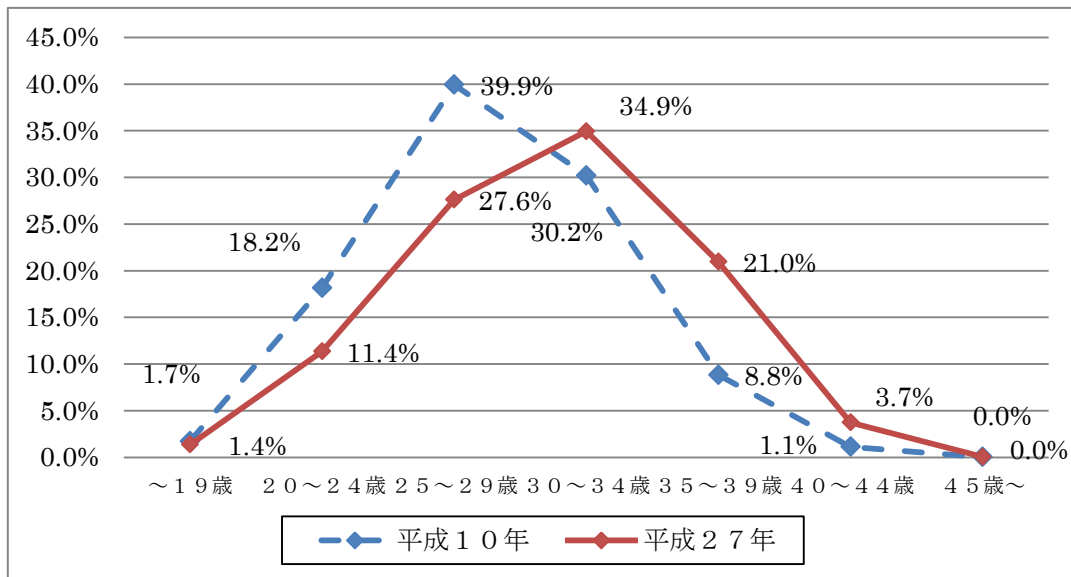
また、本市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当）は、近年、下げ止まりの傾向にあり、平成27年は1.31となっていますが、長期的に人口が維持される人口置換水準（2.07）を大きく下回っています。

旭川市 出生数の推移



（旭川市保健衛生年報）

旭川市 母の年齢階級別出生数（構成比）の推移



(旭川市保健衛生年報)

旭川市・北海道・全国 合計特殊出生率の推移

区 分	合計特殊出生率			出生率		
	旭川市	北海道	全国	旭川市	北海道	全国
平成20年	1.24	1.20	1.37	7.7	7.4	8.7
平成21年	1.20	1.19	1.37	7.3	7.3	8.5
平成22年	1.24	1.26	1.39	7.4	7.3	8.5
平成23年	1.28	1.25	1.39	7.5	7.2	8.3
平成24年	1.24	1.26	1.41	7.3	7.1	8.2
平成25年	1.28	1.28	1.43	7.2	7.1	8.2
平成26年	1.28	1.27	1.42	7.0	6.9	8.0
平成27年	1.31	1.31	1.45	7.0	6.8	8.0

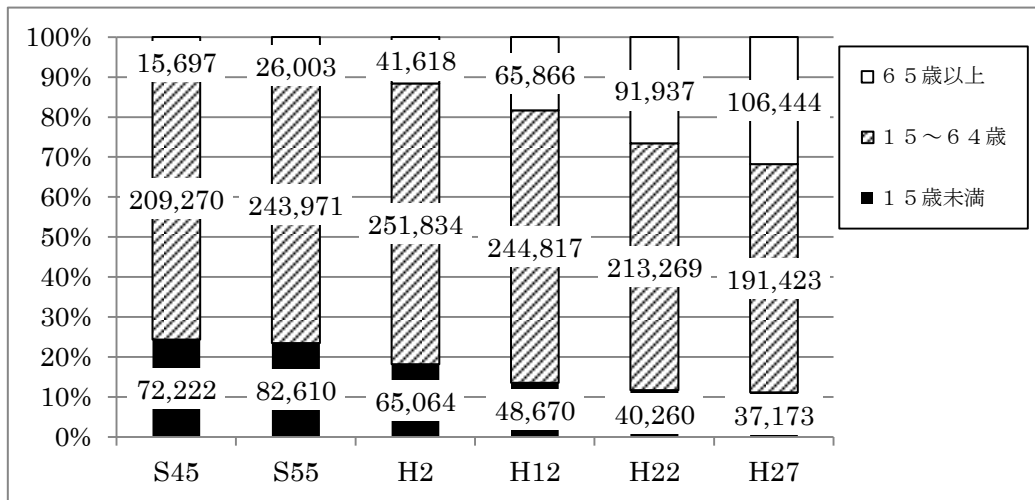
(厚生労働省 人口動態統計)

イ 人口の推移

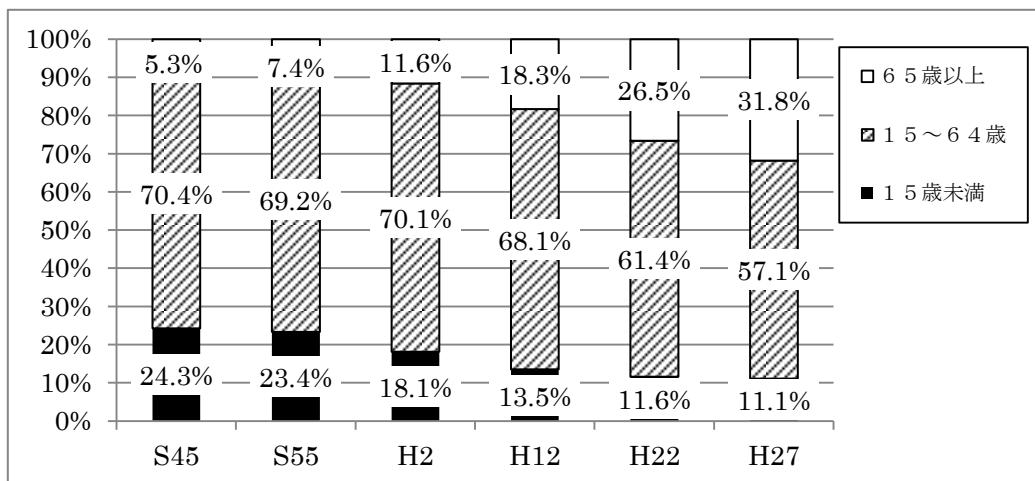
本市の人口は依然として減少傾向にあり、特に、15歳未満の人口は昭和45年の72,222人から平成27年の37,173人への45年間で48.5%減少しています。その一方、65歳以上の人口は同期間において15,697人から106,444人へと約6.7倍に増加しています。

その結果、本市の人口に占める15歳未満の人口及び65歳以上の人口はそれぞれ、24.3%から11.1%へ、5.3%から31.8%へと大きく変化しており、全国平均よりも少子高齢化の進行の度合いが進んでいる状況にあります。

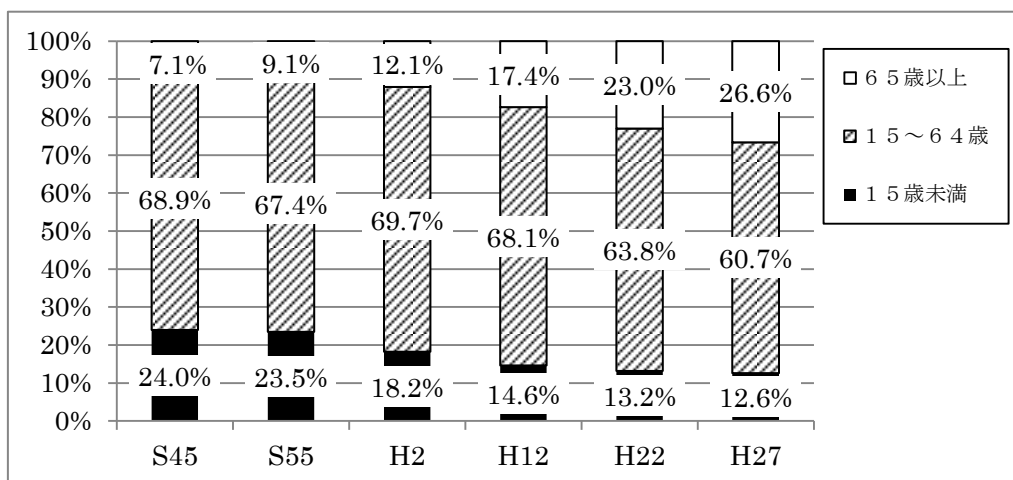
旭川市 年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査）



旭川市 年齢（3区分）別人口構成割合の推移（国勢調査）



全国 年齢（3区分）別人口構成割合の推移（国勢調査）



ウ 婚姻

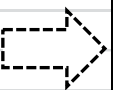
本市の有配偶率(女性)は、近年、全国平均よりも低い状況となっており、年齢別にみると、特に、30歳以降において、その傾向が顕著となっています。また、本市の平均初婚年齢は、夫と妻のいずれにおいても、年々高くなる傾向にありますが、全国平均よりも、低い状況となっています。

旭川市・全国 有配偶率の推移

区分		H2年		H12年		H22年		H27年	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総合	旭川市	68.6	60.8	65.9	57.5	64.3	54.0	62.8	52.5
	全国	64.3	60.7	62.5	58.7	61.1	56.9	59.1	55.2
15～19歳	旭川市	0.3	0.8	0.5	1.0	0.3	0.5	0.3	0.5
	全国	0.3	0.7	0.4	0.9	0.3	0.6	0.3	0.5
20～24歳	旭川市	8.6	14.5	9.4	13.2	7.6	10.8	7.1	9.4
	全国	6.3	13.6	6.8	11.3	5.7	9.5	4.5	7.7
25～29歳	旭川市	42.9	54.8	35.5	42.2	32.5	37.8	31.0	36.7
	全国	34.3	57.8	29.6	43.5	27.1	37.1	24.7	34.8
30～34歳	旭川市	72.7	78.3	60.2	63.5	53.3	56.8	50.6	56.0
	全国	65.7	82.9	55.0	69.0	50.4	60.8	48.3	59.2
35～39歳	旭川市	83.4	83.2	72.6	71.9	61.2	61.3	61.3	63.5
	全国	78.5	87.5	70.6	79.9	60.8	69.8	59.4	68.2
40～44歳	旭川市	88.4	83.3	79.6	77.5	66.3	63.6	64.0	62.6
	全国	84.8	87.4	77.3	83.9	66.4	73.2	63.3	70.5
45～49歳	旭川市	90.6	83.6	80.7	78.8	70.5	66.8	65.7	62.9
	全国	89.0	86.7	80.1	84.3	71.3	76.4	65.8	71.5
50～54歳	旭川市	92.0	83.2	85.0	78.3	75.6	71.7	69.2	64.6
	全国	90.9	84.6	83.5	83.0	75.1	79.0	69.8	74.1
55～59歳	旭川市	92.3	80.1	86.7	78.0	77.0	73.3	74.2	69.6
	全国	91.7	80.3	86.9	81.1	77.3	79.1	73.3	76.4
60～64歳	旭川市	92.1	74.7	88.7	76.3	81.9	72.2	75.7	69.8
	全国	91.8	73.4	88.5	76.4	80.5	76.6	75.4	75.5

(国勢調査)

旭川市・北海道・全国 平均初婚年齢(夫)の推移

	S25年	S45年		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
全国	25.9	27.8		30.7	30.8	30.9	31.1	31.1
北海道	26.1	27.2		30.2	30.4	30.4	30.7	30.7
旭川市	—	—		29.4	29.7	29.7	29.8	29.7

旭川市・北海道・全国 平均初婚年齢(妻)の推移

	S25年	S45年		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
全国	23.0	25.2		29.0	29.2	29.3	29.4	29.4
北海道	22.7	25.1		28.7	29.0	29.1	29.2	29.3
旭川市	—	—		28.4	28.5	28.6	28.6	28.3

(厚生労働省 人口動態統計)

エ 就労

本市の労働力人口（１５歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口）の減少とともに、就業者数も減少しています。男女別にみると、労働力人口及び就業者数ともに女性の占める割合は増加傾向にあります。

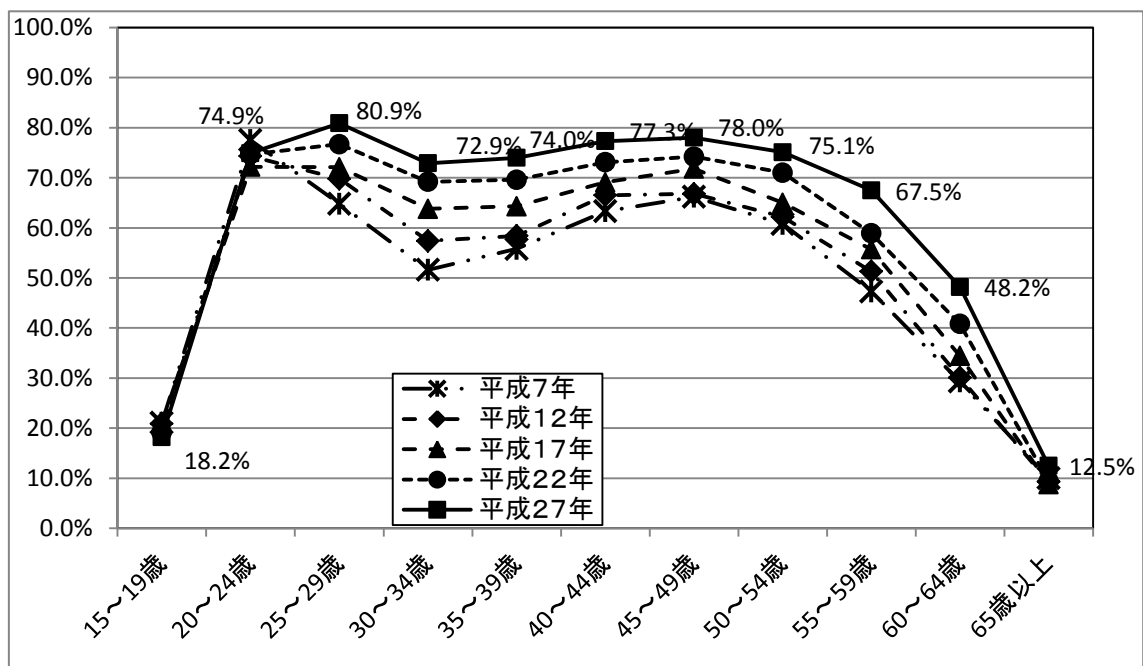
また、女性の年齢階級別労働力率（人口に占める労働力人口の占める割合）は、いわゆる M 字型カーブの谷が緩やかになり、１５歳～２４歳を除く全ての年齢階級において労働力率の上昇が生じており、女性を雇用する企業等の裾野が広がっています。

旭川市 労働力人口の推移

			平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
労働力人口	全市	人数	185,626	181,879	175,060	167,809	160,082
		構成比					
	男性	人数	110,004	105,533	99,318	93,489	87,034
		構成比	59.3%	58.0%	56.7%	55.7%	54.4%
	女性	人数	75,622	76,346	75,742	74,320	73,048
		構成比	40.7%	42.0%	43.3%	44.3%	45.6%
就業者数	全市	人数	176,299	172,038	162,138	154,253	152,385
		構成比					
	男性	人数	104,500	99,778	91,391	85,078	82,441
		構成比	59.3%	58.0%	56.4%	55.2%	54.1%
	女性	人数	71,799	72,260	70,747	69,175	69,944
		構成比	40.7%	42.0%	43.6%	44.8%	45.9%

（国勢調査）

旭川市 女性の年齢階級別労働力率の推移



（国勢調査）

旭川市 産業別就業者数等の推移（国勢調査）

			平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年	平成 2 2 年	平成 2 7 年
男 性	合 計	人数	104,500	99,778	91,391	85,078	82,441
	第 1 次産業	人数	3,107	2,614	2,446	2,298	2,353
		構成比	3.0%	2.6%	2.7%	2.7%	2.9%
	第 2 次産業	人数	32,090	30,227	23,730	19,895	19,757
		構成比	30.7%	30.3%	26.0%	23.4%	24.0%
	第 3 次産業	人数	68,905	65,874	63,837	59,410	56,979
		構成比	65.9%	66.0%	69.9%	69.8%	69.1%
女 性	合 計	人数	71,799	72,260	70,747	69,175	69,944
	第 1 次産業	人数	3,046	3,046	2,284	1,857	1,716
		構成比	4.2%	4.2%	3.2%	2.7%	2.5%
	第 2 次産業	人数	12,240	10,294	7,984	6,314	6,271
		構成比	17.0%	14.2%	11.3%	9.1%	9.0%
	第 3 次産業	人数	56,182	58,314	59,470	58,257	59,173
		構成比	78.2%	80.7%	84.1%	84.2%	84.6%

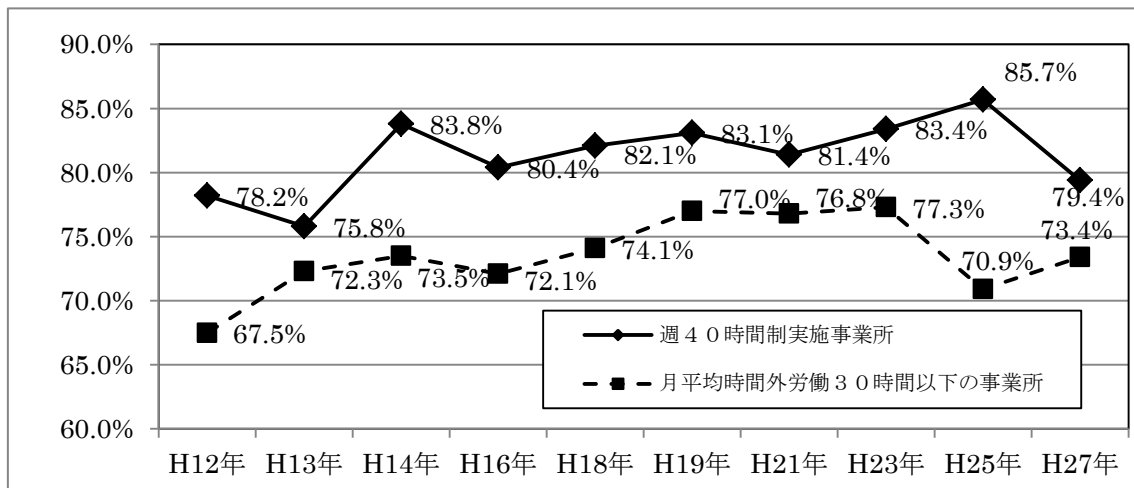
※合計には、分類不能の産業就業者を含む

オ 労働環境

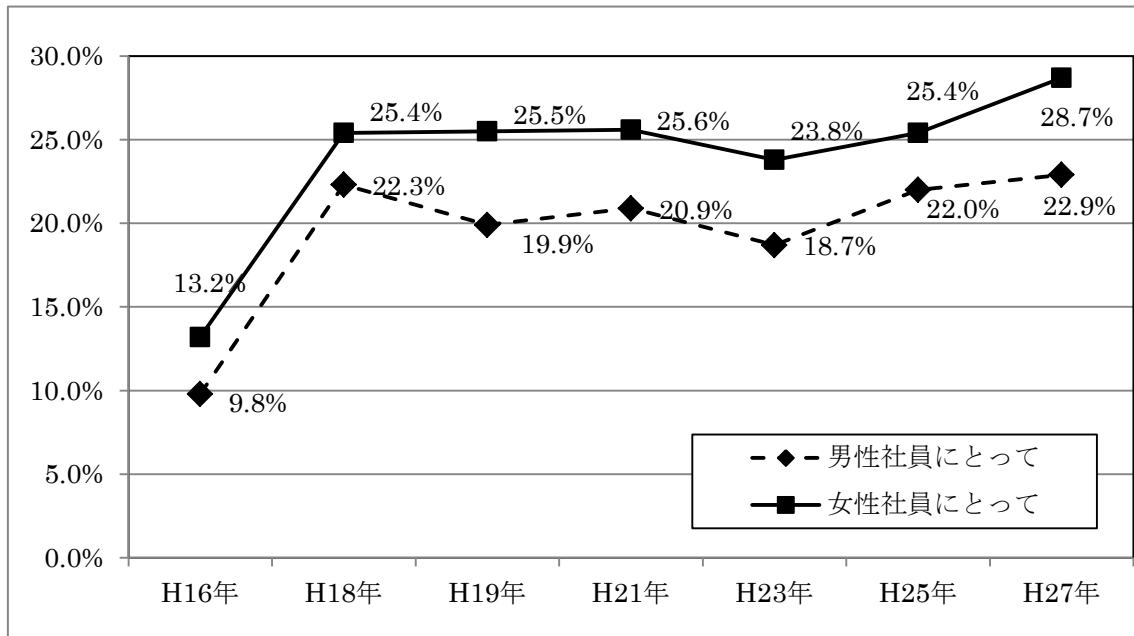
市内の事業所を対象とした旭川市労働基本調査によると、1週間の所定労働時間について、週40時間制（40時間以下を含む）を実施している事業所の割合が増加傾向にあったものが、平成27年は大きく減少しています。1か月の平均時間外労働については、30時間以下の事業所の割合は平成25年と比較するとやや増加しています。また、従業員にとって、「子育てしやすい職場環境の整備がなされているか」という質問項目について、平成25年と比較すると整備されていると回答する女性社員の割合が増加しています。

ニーズ調査によれば、子どもの身の回りの世話を主に行い、さらに就労している者に対して、「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること」について質問したところ、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、「子どもが急に病気になったときに代わりに見る人がいない」を答えた割合が最も高くなっています。

旭川市 労働時間の推移（旭川市労働基本調査）

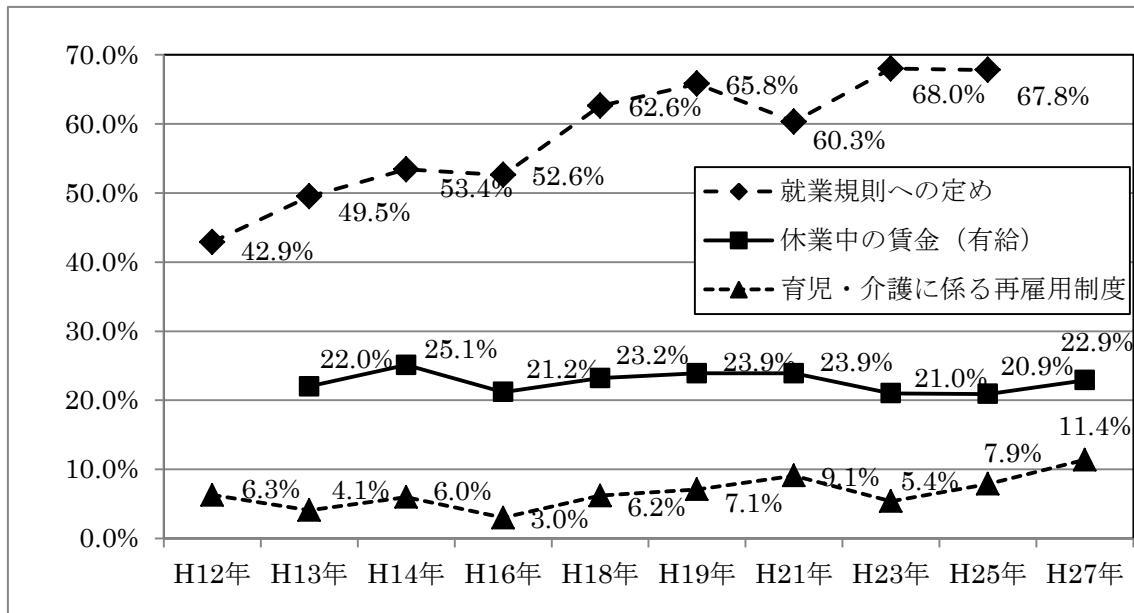


旭川市 子育てしやすい職場環境が整備されていると答えた事業所の割合



(旭川市労働基本調査)

旭川市 育児休業制度等の導入状況

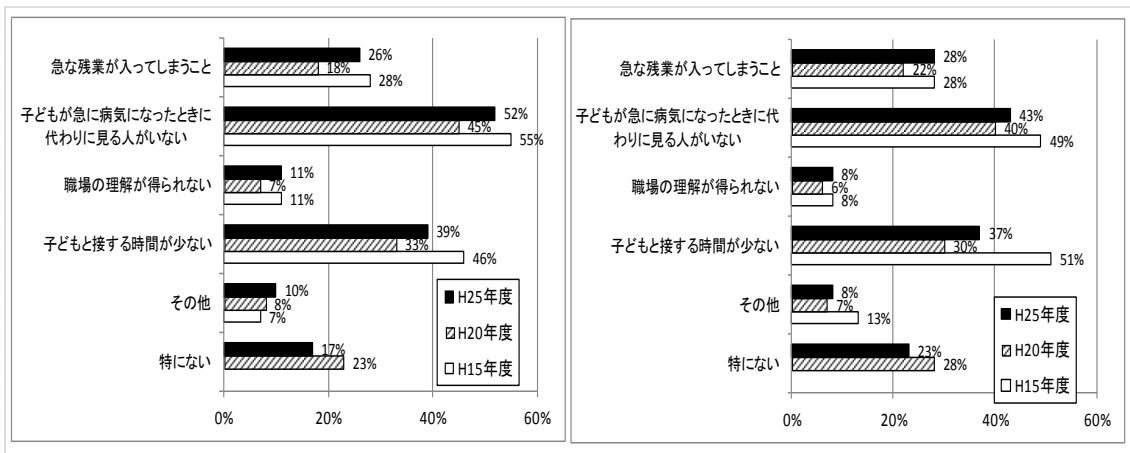


(旭川市労働基本調査)

ニーズ調査 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

（就学前児童を持つ保護者）

（小学校児童を持つ保護者）



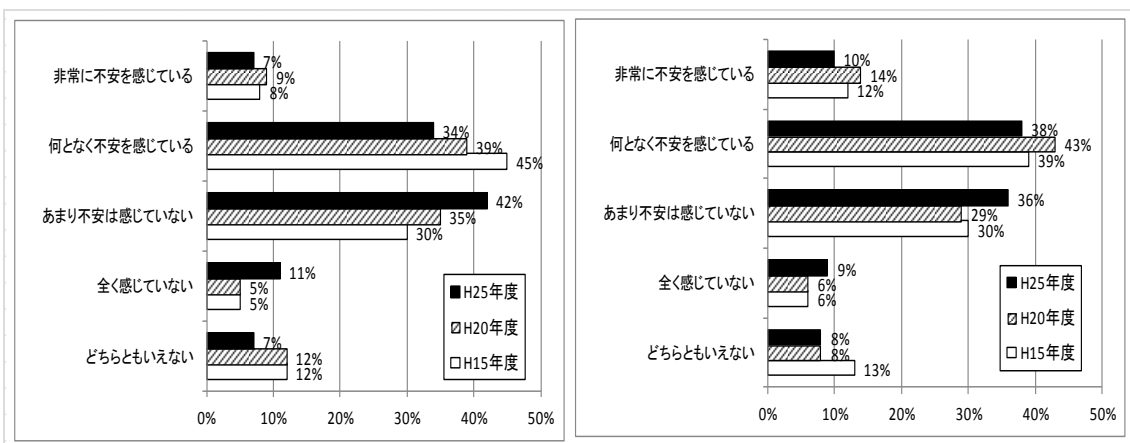
（２） 子育て家庭について

ア 子育てに関する保護者の不安感（ニーズ調査）

平成25年度に実施した調査と、平成15年度及び平成20年度を比較すると、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても「非常に不安を感じている」及び「何となく不安を感じている」を回答した割合が減少傾向にあります。児童虐待等、他の関連するデータ等との比較検証を行いながら、実態把握に努めていく必要があります。

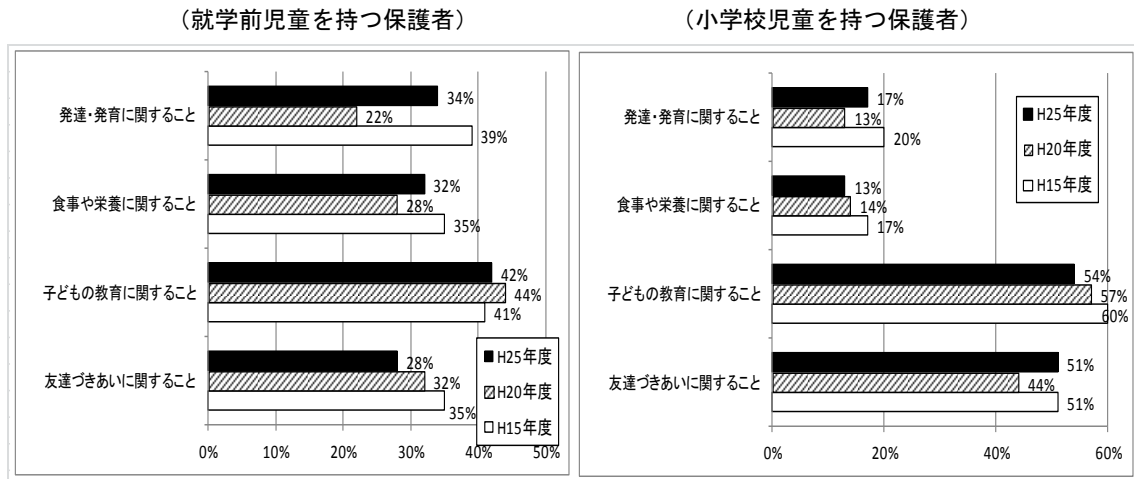
（就学前児童を持つ保護者）

（小学校児童を持つ保護者）



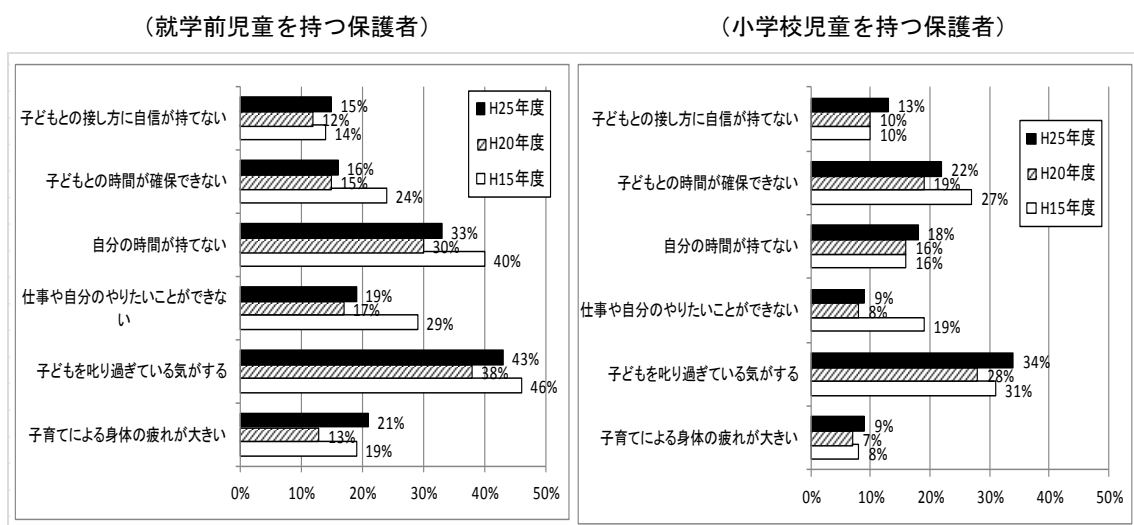
イ 子どもに関する悩み（ニーズ調査 8項目から該当する項目を全て選択）

これまでの調査と同様、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、「子どもの教育に関すること」を回答した割合が最も高いほか、就学前児童を持つ保護者においては、「発達・発育に関すること」を回答した割合が34%と、前回調査時に比べて高くなっています。



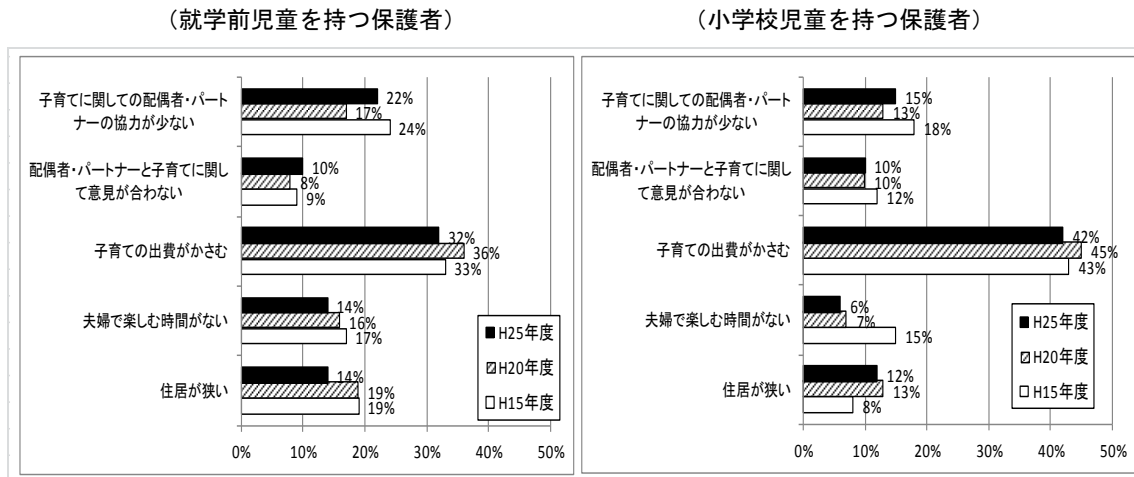
ウ 自分のことに関する悩み（ニーズ調査 11項目から該当する項目を全て選択）

これまでの調査と同様、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、「子どもを叱り過ぎている気がする」を回答した割合が最も高いほか、「子どもとの接し方に自信が持てない」と「子育てによる身体の疲れが大きい」については、これまでの調査の中で、回答した割合が最も高くなっています。



エ 家庭のことに関する保護者の悩み（ニーズ調査 7項目から該当する項目を全て選択）

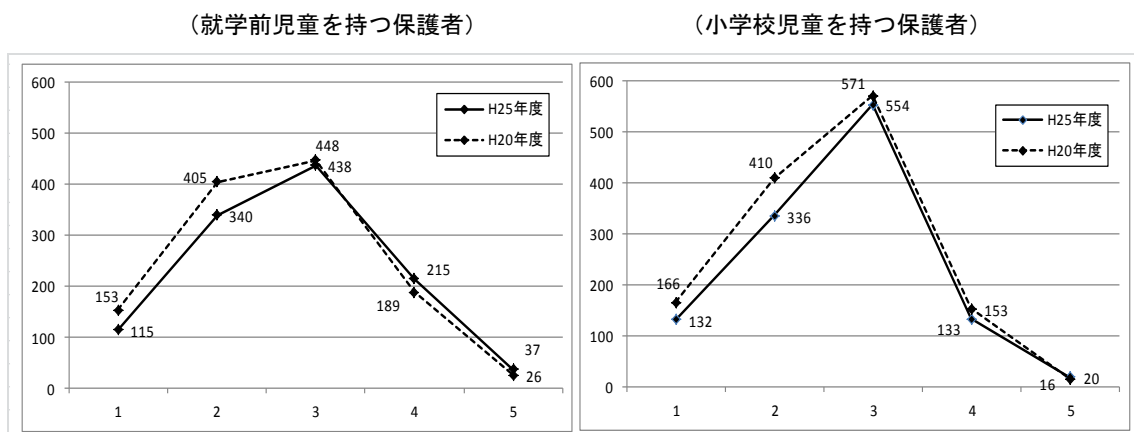
これまでの調査と同様、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、「子育ての出費がかさむ」を回答した割合が最も高くなっています。



（3）子育て環境の満足度について（ニーズ調査 満足度1（低い）から満足度5（高い）まで評価）

ア 子育てについて必要な環境は整っていると感じますか？

就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが、依然として、中間点（3）以下の状況となっています。

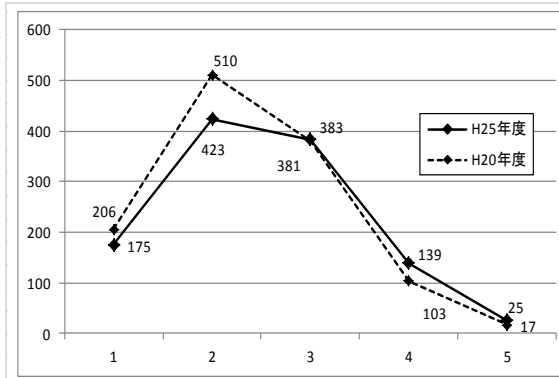


平均値	平成20年度	平成25年度
就学前児童を持つ保護者	2.62	2.75
小学校児童を持つ保護者	2.58	2.64

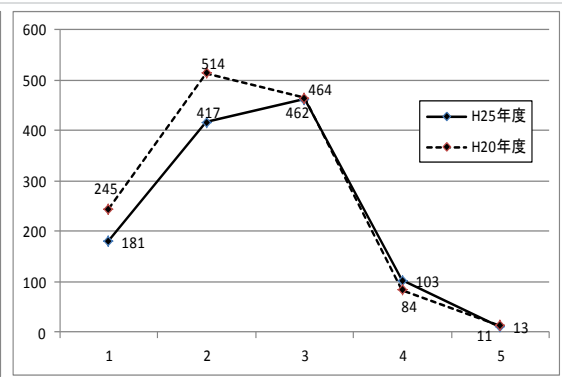
イ 子育てに係る必要な情報が分かりやすく、また入手しやすいと感じますか？

就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが、依然として、中間点（３）以下の状況となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）

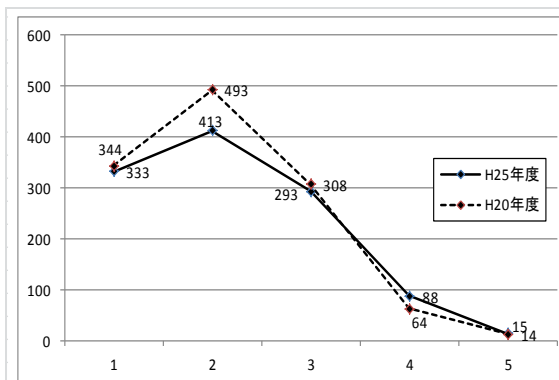


平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	2. 3 5	2. 4 9
小学校児童を持つ保護者	2. 3 2	2. 4 4

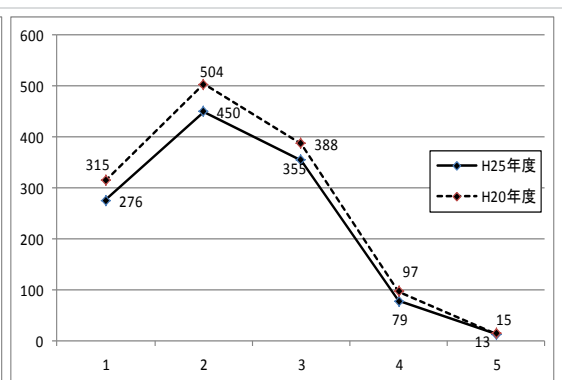
ウ 子育てを地域全体で支えているという意識を感じますか？

就学前児童を持つ保護者においては、前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが、小学校児童を持つ保護者においては、同程度となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）

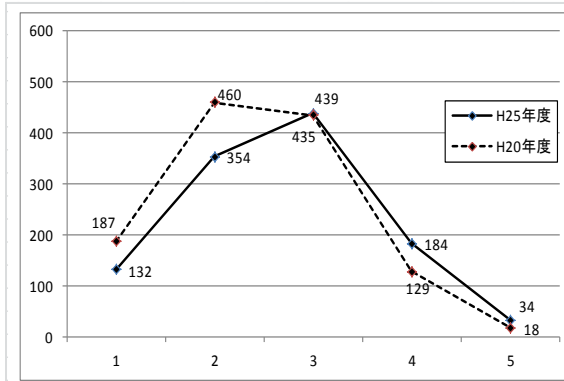


平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	2. 1 1	2. 1 6
小学校児童を持つ保護者	2. 2 4	2. 2 4

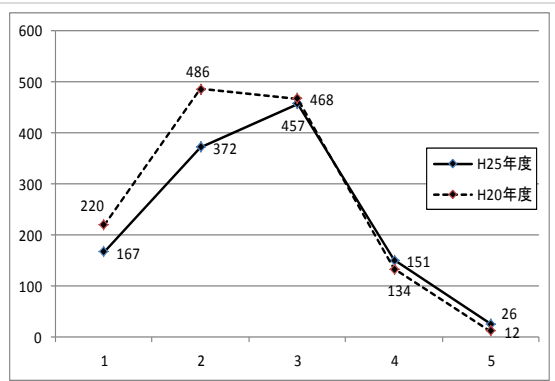
エ 子どもが安心して遊べる環境だと感じますか？

就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが、依然として、中間点（３）以下の状況となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）

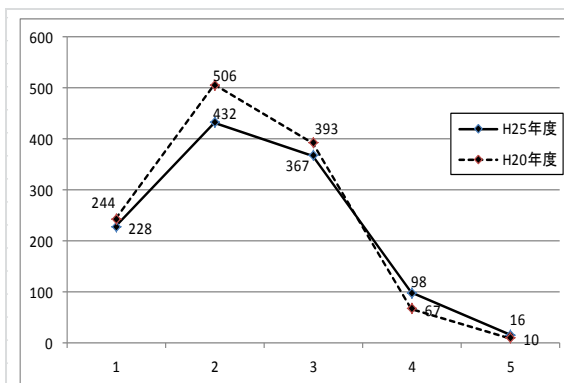


平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	２．４６	２．６８
小学校児童を持つ保護者	２．４２	２．５７

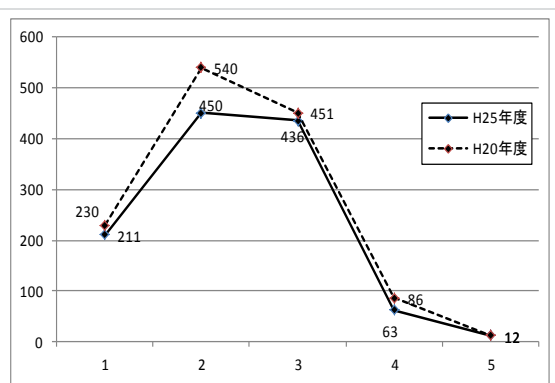
オ 市民一人ひとりが、子どもの健やかな成長を応援しているという意識を感じますか？

就学前児童を持つ保護者においては、前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが、小学校児童を持つ保護者においては、同程度となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）

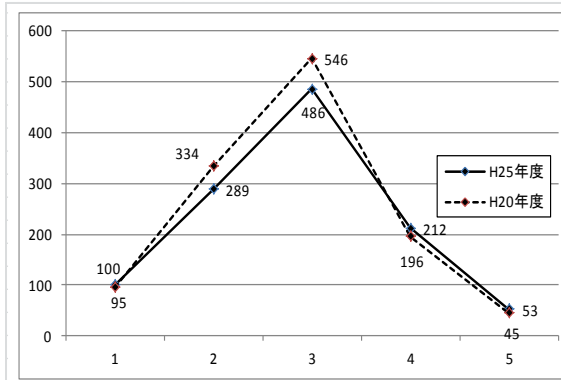


平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	２．２６	２．３４
小学校児童を持つ保護者	２．３３	２．３３

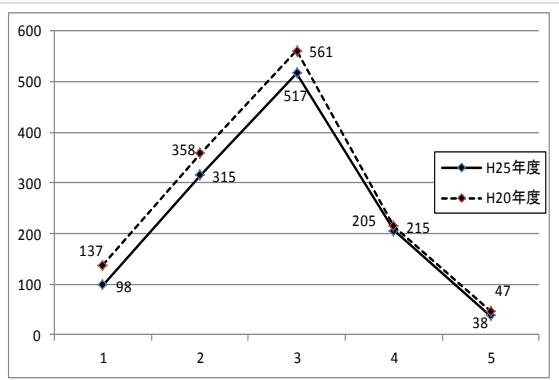
カ 子どもが成長してからも、旭川は愛着を感じてもらえるまちだと感じますか？

就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、前回調査時と比べて満足度が高くなっていますが、依然として、中間点（３）以下の状況となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）



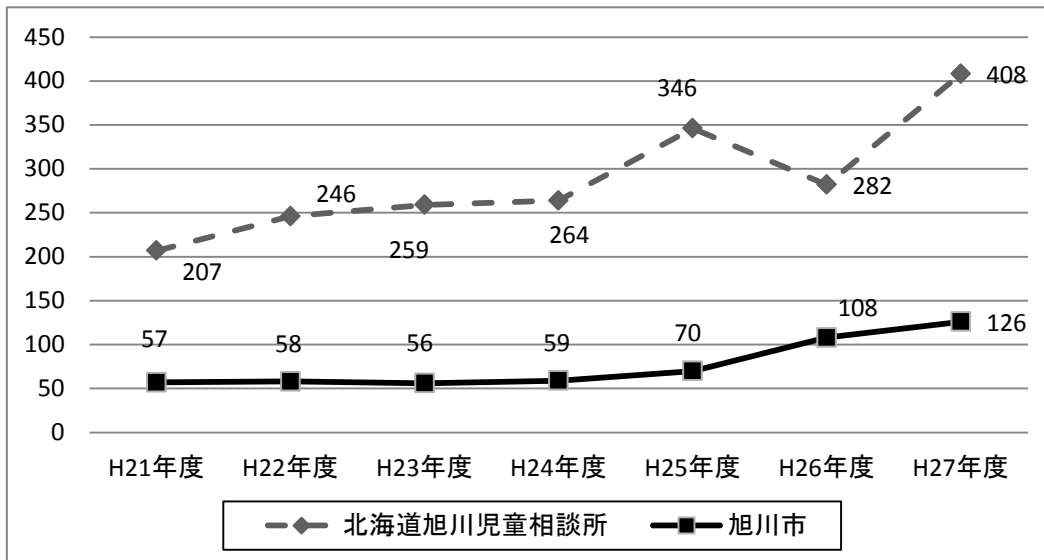
平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	2. ８ ０	2. ８ ５
小学校児童を持つ保護者	2. ７ ５	2. ８ ０

(4) 子どもの育ちについて

ア 児童虐待

全国と同様、本市においても児童虐待に関する相談対応件数が増加傾向にあり、旭川市家庭児童相談の状況を見ると、心理的虐待が年々増加しています。

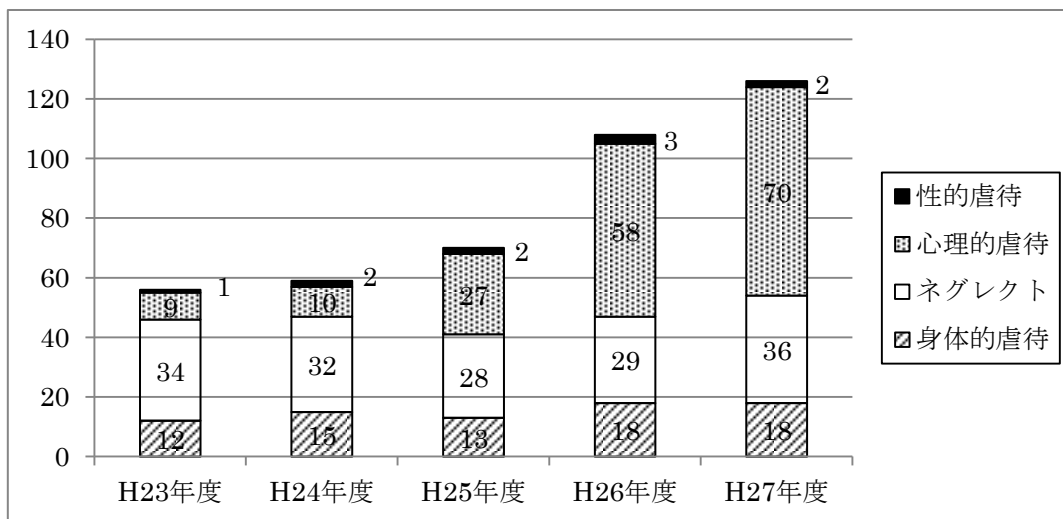
旭川市・北海道旭川児童相談所 児童虐待対応件数の推移（件）



※旭川市：家庭児童相談において受けた虐待に係る相談対応件数

※北海道旭川児童相談所：旭川児童相談所において児童虐待又は児童虐待が危惧されるものとして対応した件数（旭川児童相談所管内分）

旭川市 家庭児童相談室における種類別児童虐待件数

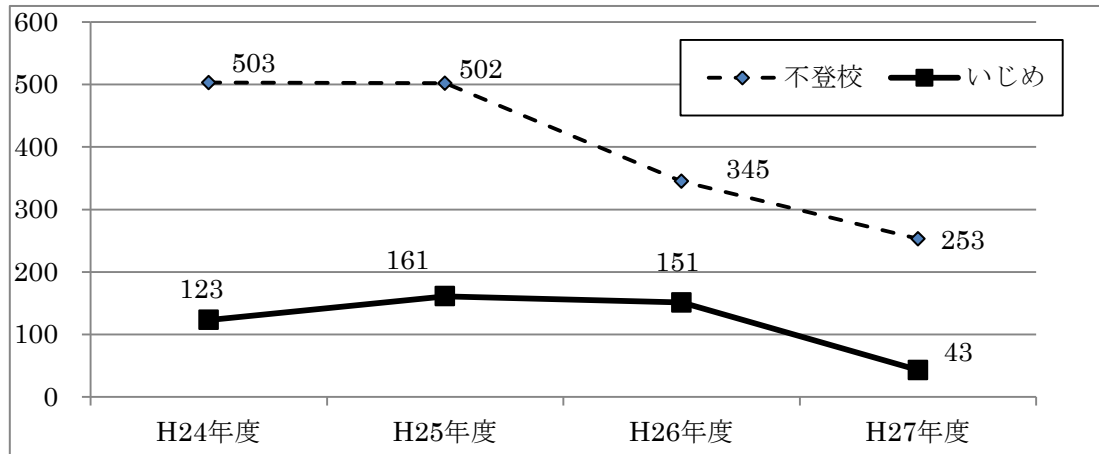


（旭川市）

イ いじめ及び不登校

本市における不登校及びいじめの相談件数は平成 25 年度をピークに減少傾向にあります。

旭川市子ども総合相談センターにおける不登校・いじめの相談延べ件数の推移（件）

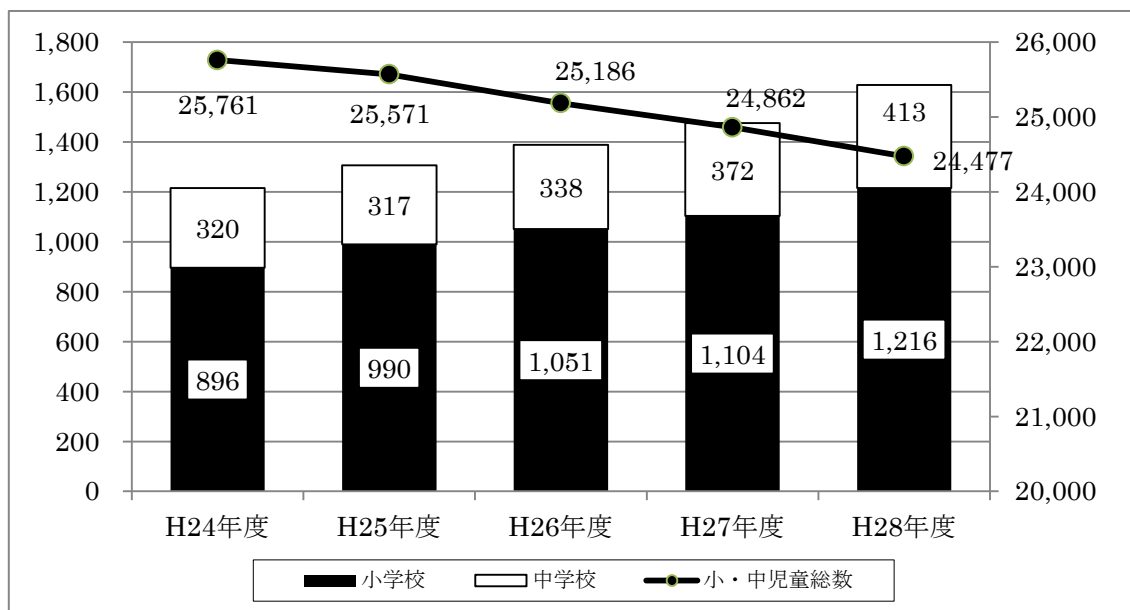


（旭川市）

ウ 特別支援学級及び通級指導教室の状況

本市における特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数は、いずれも増加傾向にあり、特に、小学校においては、平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると 320 人増加しています。

特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数の推移（人）



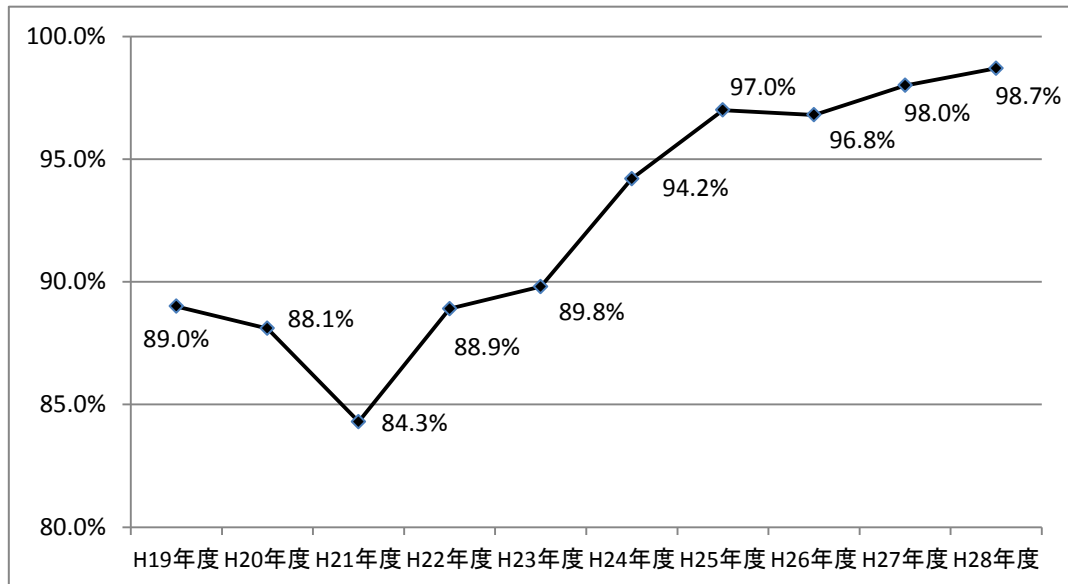
※平成 28 年度小・中児童総数は速報値

（旭川市 各年度 5 月 1 日現在）

エ 就職の状況

新規高校卒業者の就職内定率は上昇傾向にあり、平成28年度は、98.7%と高い状況になっていますが、北海道における新規就職者の3年以内の離職状況をみると、新規高卒と新規大卒の離職率は全国平均よりも高い状況にあります。

新規高校卒業者の就職内定率の推移



(旭川公共職業安定所 各年度3月末)

新規就職者の3年以内の離職状況

		卒業時から平成28年3月までの間における離職率		
卒業年次	区分	新規高卒就職者	新規短大卒就職者	新規大卒就職者
H25年3月	北海道	48.7%	42.3%	37.6%
	全国	40.9%	41.7%	31.9%
H26年3月	北海道	37.3%	31.2%	27.3%
	全国	31.4%	30.2%	22.8%
H27年3月	北海道	21.7%	16.9%	15.0%
	全国	18.1%	17.9%	11.8%

(北海道労働局)

2 旭川市子ども・子育てプランの文言整理

(1) プランにおける基本的な文言

文言	意味
子ども	対象とする年齢については慣習や法制によって異なっているが、プランにおいては、母体に子どもを宿した状態から概ね18歳未満の者とし、子どもと児童の使い分けについては、子どもの年齢によって限定せず、総称的に使用する場合に子どもとしている。
子育て	様々な年齢の子どもの養育全般。
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者（児童福祉法第6条）。
妊娠婦	妊娠中又は出産後1年以内の女子（児童福祉法第5条）。
児童	満18歳に満たない者（児童福祉法第4条）
乳児	児童のうち、満1歳に満たない者（児童福祉法第4条）。
幼児	児童のうち、満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者（児童福祉法第4条）。
少年	児童のうち、小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者（児童福祉法第4条）

(2) その他の文言

記述場所	文言	意味
P 2	認可保育所	保護者が就労や病気等のため家庭で保育することができない乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設。
	留守家庭児童会	放課後、家に帰っても、保護者が仕事などで家庭にいない小学生を受け入れ、遊びなどを通じて生活習慣を養う場。
	待機児童	入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童。
	子ども・子育て支援法	子どもを産み、育てやすい社会の創設を目的として制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を主な内容としている。
	市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めるもので、子ども・子育て支援法により市町村等に策定が義務付けられている。
P 3	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。
P 3	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭及び父子家庭等の福祉に関する原理を明らかにするとともに、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって福祉の向上を図ることを目的とした法律。
P 4	少子高齢化	少子化と高齢化が同時に進行している状況。
P 5	児童虐待	保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うこと。

P 6	発達障害	自閉症、学習障害などの脳機能の障害であり、通常、低年齢において発現するもの。
P 1 5	死産率	自然死産と人工死産の合計で、本市の状況は、自然死産率については北海道、全国と同程度だが、人工死産率については、北海道、全国を大きく上回っている。
P 1 6	乳幼児健康診査	発育状況や心配な症状がないかなどを確認するため、4か月、1歳6か月、3歳の時に実施している健康診査。
P 1 6	かかりつけ医	日常的な診療や健康管理等を行う医師。
P 1 6	親子教室	乳幼児健康診査や発達支援相談の中から支援が必要だと思われる子ども（療育を受けていない者）について、子どもの発達を小集団の中で中期的に観察し、保護者に対して子どもの状態や関わり方の理解促進を図るもの。
P 1 7	家庭児童相談	旭川市子育て支援部に設置しており、子どもと家庭に関する様々な問題、子どものしつけ、養育に関すること、学校生活、非行、家庭環境などについて相談を受けている。また、児童虐待の相談や通報なども受け付けている。
P 1 9	助産施設	健康上、必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産が受けられない場合に、助産を受けることができる施設。
P 2 1	認可外保育施設	乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設。
P 2 1	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つことで教育と保育を一体的に行う施設。
P 2 4	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母及び父子家庭の父等に、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、就業に関するセミナーの開催、就業情報の提供等の就労支援サービスを行う。
P 2 8	少年犯罪	少年法2条1項に定義されている少年、すなわち20歳に満たない者が犯した、又は犯したとされる犯罪。
P 2 9	特別支援学級	児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数で学級が編制されており、基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育を行うが、児童生徒の実態に応じて、特別の教育課程も編成できるようになっている。
P 2 9	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を通級指導教室で受ける指導形態。
P 2 9	若年無業者	15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者
P 2 9	ひきこもり	内閣府が実施した調査において、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」に該当した者を狭義のひきこもりとしている。

P 3 0	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
P 3 1	放課後子ども総合プラン	仕事と子育ての両立支援とともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう環境整備を進めるもの。
P 3 6	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。
P 3 6	児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援等を行う者で、民生委員を兼ねている。
P 3 6	子育てサロン	子どもやその保護者同士が交流する場で、地区民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会など、地域の人たちが運営している。
P 3 6	育児サークル	子どもやその保護者同士が交流する場で、一定の登録基準を満たし、適切な活動であると認める団体を登録し、活動を支援している。
P 3 6	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）の会員制の組織で、会員相互による育児の援助活動を行っている。
P 3 6	緊急さばねっと事業	子どもの病気時や急な残業等の臨時的なニーズに対し、あらかじめ登録している地域の人が子どもを預かる事業で、子どもを預かって欲しい人（利用会員）と、子どもを預かる人（スタッフ会員）の橋渡しを行うことにより、地域の子育て支援・児童の福祉の向上を図ることを目的としている。
P 3 6	青少年育成指導者	地区市民委員会青少年育成部の役員等が中心となり、子ども会が自主的に活動できるよう支援する役割を持つ地域の住民。
P 3 7	労働基本調査	旭川市内の企業における従業員の雇用実態を把握し、今後の労働条件等の改善及び労働力の確保・定着を図るために旭川市が実施している。賃金をはじめ諸労働条件の調査。
P 3 9	児童の権利に関する条約	1989 年 11 月 20 日に国連総会で採択され、日本では 1994 年 5 月 22 日から効力が発生している。本条約は、世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることに鑑み、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。

3 プランの策定経過

(1) プランの策定体制

ア 旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会

プランの策定に当たり、旭川市子ども・子育て審議会において旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会を設置し、平成26年7月から7回にわたり調査審議を行い、骨子に関する答申を経て、平成26年11月に最終答申を行っています。

なお、本部会は、子ども・子育て支援法第77条に基づく市町村等における合議制の機関を兼ねています。

旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会委員名簿

氏 名	所属団体等
荒木 関 栄	旭川市青少年育成部連絡協議会
石 河 博 子	旭川認可外保育所連絡会
井 代 亮 子	旭川市母子福祉連合会
上 原 弘 成	旭川市 PTA 連合会
沖 潤 一	旭川小児科医会
金 谷 三 佳	市民公募
後 藤 幸 訓	連合北海道旭川地区連合会
斉 藤 素 子	旭川市民生児童委員連絡協議会
佐々木 斎	北海道私立幼稚園協会旭川支部
◎佐 藤 貴 虎	旭川大学短期大学部幼児教育学科
菅 沼 幸 恵	市民公募
○千 田 久美子	旭川市小学校長会
東 峰 雅 博	旭川民間保育所相互育成会
松 倉 敏 郎	旭川商工会議所
三 浦 辰 也	北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室

◎部会長 ○職務代理委員

イ 旭川市子育て支援会議

全庁的に共通認識を持って関連施策を推進するため、市長、副市長及び関係部長の計10名から構成する子育て支援会議や、関係課長21名から構成する子育て支援会議幹事会において、協議を行いながら策定しました。

(2) プラン策定の経過

時 期	内 容	
平成 25 年 7 月 4 日	旭川市子ども・子育てプランに関するニーズ調査の実施	○実施期間 平成 25 年 7 月 4 日～7 月 26 日 ○対象者及び回収率 就学前児童を持つ保護者 1,168 人／2,373 人 (49.2%) 小学校児童を持つ保護者 1,206 人／2,627 人 (45.9%)
平成 25 年 8 月 21 日	旭川市子ども・子育て審議会	○専門部会の設置について協議
平成 25 年 11 月 25 日	旭川市子ども・子育て審議会	○策定スケジュールについて報告
平成 26 年 1 月 10 日	旭川市子育て支援会議幹事会	○策定スケジュール及び次世代後期計画の総括について協議
平成 26 年 4 月 30 日	旭川市子ども・子育て審議会	○策定スケジュールの変更について報告
平成 26 年 6 月 9 日	旭川市子育て支援会議	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について協議
平成 26 年 6 月 16 日	旭川市子育て支援会議幹事会（書面協議）	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について協議
平成 26 年 7 月 8 日	旭川市子ども・子育て審議会	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について諮問
平成 26 年 7 月 11 日	骨子（諮問版）の決定	
平成 26 年 7 月 14 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○諮問事項の説明 ○旭川市子ども・子育てプランの骨子について調査審議
平成 26 年 7 月 22 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について調査審議
平成 26 年 7 月 28 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について調査審議 ○答申のとりまとめ
平成 26 年 7 月 28 日	骨子についての答申の受理	
平成 26 年 8 月 28 日	子育て中の保護者からの意見聴取	○次期総合計画に係る「子育て世代との対話集会」として実施
平成 26 年 8 月 29 日	旭川市子育て支援会議幹事会	○旭川市子ども・子育てプランの全体版について協議

平成 26 年 9 月 3 日	育児サークル代表者との意見交換	○地域における子育て支援について
平成 26 年 9 月 10 日	子育て中の保護者からの意見聴取	○次期総合計画に係る「子育て世代との対話集会」として実施
平成 26 年 9 月 25 日	旭川市子ども・子育て審議会青少年施策に関する専門部会から意見聴取	○子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進について
平成 26 年 9 月 29 日	旭川市子育て支援会議 旭川市子育て支援会議幹事会（書面協議）	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について協議
平成 26 年 10 月 8 日	全体版（諮問版）の決定	
平成 26 年 10 月 9 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について調査審議
平成 26 年 11 月 4 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について調査審議
平成 26 年 11 月 6 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について調査審議
平成 26 年 11 月 12 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について調査審議 ○答申のとりまとめ
平成 26 年 11 月 12 日	全体版についての答申の受理	
平成 26 年 11 月 26 日	旭川市子育て支援会議 旭川市子育て支援会議幹事会（書面協議）	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について協議
平成 26 年 12 月 15 日～ 平成 27 年 1 月 31 日	市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施	○4 人から 5 件 ※同時期に実施した「旭川市通年制保育園の今後の方針（案）」に提出のあった意見のうち、本プランにおいて考え方等を整理しているものも含む。
平成 27 年 2 月 16 日	旭川市子育て支援会議 旭川市子育て支援会議幹事会（書面協議）	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について協議
平成 27 年 3 月	旭川市子ども・子育てプラン決定	

4 プラン変更の経過

(1) プラン変更の体制

ア 旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会

プランの見直しを行うに当たり、旭川市子ども・子育て審議会において旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会を設置し、平成29年7月5日から4回にわたり調査審議を行い、平成29年7月27日に答申を行っています。

なお、本部会は、子ども・子育て支援法第77条に基づく市町村等における合議制の機関を兼ねています。

旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会委員名簿

氏 名	所属団体等
石 河 博 子	旭川市小規模保育事業
上 原 弘 成	旭川市 PTA 連合会
大 橋 綾 子	市民公募
斉 藤 素 子	旭川市民生委員児童委員連絡協議会
佐々木 齋	旭川私立幼稚園協会
◎佐 藤 貴 虎	旭川大学短期大学部幼児教育学科
○鈴 木 由美子	旭川市小学校長会
武 田 琴 絵	市民公募
宮 崎 啓	公益社団法人旭川民間保育所相互育成会

◎部会長 ○職務代理委員

イ 旭川市子育て支援会議

全庁的に共通認識を持って関連施策を推進するため、市長、副市長及び関係部長の計10名から構成する子育て支援会議や、関係課長22名から構成する子育て支援会議幹事会において、協議を行いながら策定しました。

(2) プラン変更の経過

時 期	内 容	
平成 29 年 6 月 5 日	旭川市子ども・子育て審議会	○旭川市子ども・子育てプランの中間年の見直しについて（諮問）
平成 29 年 6 月 15 日	旭川市子育て支援会議幹事会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議
平成 29 年 7 月 3 日	旭川市子育て支援会議幹事会（書面会議）	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について意見照会
平成 29 年 7 月 5 日	旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議
平成 29 年 7 月 12 日	旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議
平成 29 年 7 月 19 日	旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議
平成 29 年 7 月 27 日	旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議 ○答申のとりまとめ
平成 29 年 7 月 27 日	答申の受理	
平成 29 年 11 月 24 日	旭川市子育て支援会議幹事会	○旭川市子ども・子育てプラン改訂版（案）と意見提出手続資料（概要版）について調査審議
平成 29 年 12 月 20 日～ 平成 30 年 1 月 22 日	市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施	○2人から6件
平成 30 年 3 月	旭川市子ども・子育てプラン（改訂版）決定	